

第1回 木材産業特定技能協議会 議事次第

日時：令和6年10月9日（水）17:00～17:45

場所：全国町村議員会館1階 第4会議室

（東京都千代田区一番町25番地）

（オンライン併催）

開 会

1. 木材産業特定技能協議会運営要領について
2. 木材産業特定技能協議会入会規程について
3. 特定技能外国人の労働安全の確保のために講ずる措置について

閉 会

【配付資料一覧】

資料1 木材産業特定技能協議会運営要領（案）

資料2 木材産業特定技能協議会入会規程（案）

資料3 特定技能外国人の労働安全の確保のために講ずる措置について（案）

（参考資料）

参考1 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：木材産業）事業者向け」（令和3年2月26日林野庁）

参考2 特定技能制度リーフレット（木材産業分野）

第 1 回 木材産業特定技能協議会 出席者名簿

【事業所管省庁】

林野庁林政部木材産業課	上席木材専門官	鈴木	清史
林野庁林政部木材産業課	課長補佐	石井	貴史
林野庁林政部木材産業課	係長	重満	淳成

【制度所管省庁】

法務省出入国在留管理庁政策課	法務専門官	村口	友美
警察庁刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官付	課長補佐	笠畑	慎二
外務省領事局外国人課	課長補佐	堀井	水元
	課長補佐	市川	恵一
厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課	室長	南摩	一隆
海外人材受入就労対策室	係長	岡田	浩徳

【木材産業分野の特定技能所属機関を構成員とする団体その他の関係者】

一般社団法人全国木材組合連合会	常務理事	角	秀敏
日本合板工業組合連合会	専務理事	上	練三
日本集成材工業協同組合	専務理事	清水	邦夫
一般社団法人全国 LVL 協会	事務局長	平沼	孝太
一般社団法人全国木造住宅機械プレカット協会	専務理事	坂田	幹人
全国天然木化粧合単板工業協同組合連合会	専務理事	田中	謙司
全国木材チップ工業連合会	専務理事	大迫	敏裕
一般社団法人日本フローリング工業会	専務理事	阿久津	聡
日本複合・防音床材工業会		(同 上)	

木材産業特定技能協議会運営要領

木材産業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（令和6年3月29日閣議決定）等の規定を実施するため、木材産業特定技能協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、次のように定める。

（目的）

第1条 協議会は、その構成員が相互に連絡を図ることにより、特定技能外国人の適正な受入れ及び保護に有用な情報を共有し、構成員間の連携の緊密化を図るとともに、各地域における人手不足の状況、外国人の受入れ状況及び制度の運用に係る課題等を把握し、必要な対応を協議し、措置を講ずることにより、木材産業分野における特定技能外国人の適正な受入れ及び保護に資する取組を推進することを目的とする。

（協議事項）

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる取組について協議又は情報共有を行う。

- 一 特定技能の在留資格に係る制度の趣旨及び優良事例の周知
- 二 木材産業分野に特有の事情に応じた固有の措置の設定
- 三 構成員資格の確認
- 四 特定技能外国人の受入れに係る人権上の問題等への対応
- 五 特定技能所属機関等に対する法令遵守の啓発
- 六 特定技能所属機関の倒産時等における特定技能外国人に対する転職支援（特定技能所属機関等が支援義務を果たせない場合における情報提供等の必要な協力）
- 七 就業構造や経済情勢の変化に関する情報の把握及び分析
- 八 地域別の人手不足の状況の把握及び分析
- 九 前号を踏まえた大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整（看過しがたい偏在が生じた場合の協議会による大都市圏での受入れの自粛要請及び大都市圏の特定技能所属機関による特定技能外国人の引抜きの自粛要請等を含む。）
- 十 その他特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用に関する取組

（構成員）

第3条 協議会は、別紙1の構成員により組織する。

- 2 協議会の構成員は、協議会が情報の提供、意見の聴取、現地調査の実施その他の必要な協力を求めたときは、これに協力するものとする。
- 3 協議会は、第1項に規定するもののほか、必要と認める者をオブザーバーとして加えることができる。

4 林野庁は、構成員の名簿を林野庁ホームページにおいて公表できるものとする。

(事務局)

第4条 協議会及び第6条に規定する幹事会の庶務は、林野庁において処理する。

(会議の招集)

第5条 林野庁は、必要に応じ、構成員及びオブザーバーを招集し、会議を開催する。

2 前項の場合において、林野庁は、構成員及びオブザーバーのうち、会議の議事に関係する者のみを招集することができる。

3 林野庁は、会議の議事に鑑みて必要があると認めるときは、構成員及びオブザーバー以外の者に会議への出席及び資料の提出を求めることができる。

4 林野庁は、議事の内容を記載した書面又は電子メールの送付その他の方法により構成員に周知することにより、会議の開催に代えることができる。

(幹事会)

第6条 協議会の円滑な運営に資するため、別紙2の構成員により組織する幹事会を置く。

2 幹事会は、第2条に掲げる取組について協議又は情報共有を行うことができる。ただし、構成員資格の停止、取消しその他の協議会の構成員の権利義務に関する重要事項については、協議会において協議を調える。

3 この条に定めるもののほか、幹事会の組織及び運営に必要な事項は、幹事会において定める。

(議事の公開等)

第7条 会議は、原則として非公開とするが、会議資料及び議事要旨を公表する。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に必要な事項は、協議会において定める。

附 則

この要領は、令和6年〇月〇日から施行する。

木材産業特定技能協議会 構成員

【特定技能所属機関】

【事業所管省庁】

林野庁林政部木材産業課

【制度所管省庁】

法務省出入国在留管理庁政策課

警察庁刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官

外務省領事局外国人課

厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課

【木材産業分野の特定技能所属機関を構成員とする団体その他の関係者】

一般社団法人全国木材組合連合会

日本合板工業組合連合会

日本集成材工業協同組合

一般社団法人全国 LVL 協会

一般社団法人全国木造住宅機械プレカット協会

全国天然木化粧合単板工業協同組合連合会

全国木材チップ工業連合会

一般社団法人日本フローリング工業会

日本複合・防音床材工業会

幹事会 構成員

【事業所管省庁】

林野庁林政部木材産業課

【木材産業分野の特定技能所属機関を構成員とする団体その他の関係者】

一般社団法人全国木材組合連合会

日本合板工業組合連合会

日本集成材工業協同組合

一般社団法人全国 LVL 協会

一般社団法人全国木造住宅機械プレカット協会

全国天然木化粧合単板工業協同組合連合会

全国木材チップ工業連合会

一般社団法人日本フローリング工業会

日本複合・防音床材工業会

木材産業特定技能協議会入会規程
（特定技能所属機関）

木材産業特定技能協議会運営要領第8条の規定に基づき、木材産業特定技能協議会入会規程を次のように定める。

（入会基準）

第1条 木材産業特定技能協議会（以下「協議会」という。）の構成員は、協議会の設置の目的を理解し、木材産業特定技能協議会運営要領（以下「要領」という。）を遵守するとともに、協議会に対し、必要な協力を行わなければならない。

（入会申請）

第2条 木材産業分野における特定技能所属機関になろうとする者は、協議会の構成員になるため、別紙様式第1号により、次に掲げる事項を記載した申請書を事務局に提出するものとする。

- 一 特定技能所属機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 二 特定技能外国人を勤務させる事業所の名称及び住所
- 三 前号の事業所で行う産業の分類（木材産業分野に該当する産業に限る。）
- 四 その他様式で定める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 定款の写し又はこれに代わる書面（当該申請をしようとする者が法人でない団体である場合にあっては、規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類）
- 二 特定技能外国人を勤務させる事業所の機械設備一覧表
- 三 協議会において協議が調った事項に関する措置を講じていることが確認できる書類
- 四 その他様式で定める書類

（資格確認及び証明書の交付）

第3条 事務局は、前条の申請を受理した場合には、当該申請を行った者が協議会の構成員として適することを確認するものとする。

2 事務局は、当該申請を行った者が協議会の構成員として適することを確認した場合は、当該申請を行った者を協議会の構成員とするものとし、別紙様式第2号により協議会の構成員であることの証明書を交付する。

(変更手続)

第4条 協議会の構成員は、第2条の申請に係る内容に変更が生じた場合には、別紙様式第3号によりその旨を事務局に届け出なければならない。

2 事務局は、第2条第1項第一号又は第二号に掲げる事項の変更の届出を受理した場合は、変更後の内容に基づき、別記様式第2号により協議会の構成員であることの証明書を交付するものとする。

(証明書の再交付)

第5条 協議会の構成員は、第3条第2項及び前条第2項の証明書を失ったときは、別紙様式第4号により証明書の再交付を事務局に申請することができる。

(退会手続)

第6条 協議会の構成員は、木材産業分野における特定技能所属機関でなくなり、一定期間内に再び特定技能外国人を受け入れることが予定されていない場合には、別紙様式第5号により、退会する旨を事務局に届け出なければならない。

2 構成員が第4条の変更手続又は前項の退会手続を行わず、若しくは当該構成員と連絡がとれない場合には、事務局は当該構成員が協議会を退会したものとみなすことができる。

(除名)

第7条 協議会は、協議会の構成員となっている特定技能所属機関が次のいずれかに該当するときは、当該機関を構成員から除名することができる。

- 一 不正の手段により構成員になったとき
- 二 事業内容の変更等により、第2条第1項第二号に掲げる事業所において、木材産業分野に該当する産業を行わなくなったとき
- 三 要領第3条第2項に規定する協議会に対する協力を怠ったとき
- 四 協議会において協議が調った事項に関する措置を講じなかったとき
- 五 協議会の運営を妨げる行為又は協議会の信用を失わせると認められる行為をしたとき

附 則

この規程は、令和6年〇月〇日から施行する。

別記様式第 1 号（第 2 条関係）

木材産業特定技能協議会入会申請書

木材産業特定技能協議会 事務局 殿

年 月 日

木材産業特定技能協議会に入会したいので、木材産業特定技能協議会入会規程第 2 条の規定に基づき以下のとおり申請します。

1. 申請事項

特定技能所属機関 (受入企業) 名称	(法人番号)	
所在地	〒	
代表者 (役職・氏名)		
特定技能外国人を 勤務させる事業所	(名称)	(住所)
事業所で行う 産業の分類	受入れ予定の特定技能外国人が従事する業務に関するものに☑をすること。 (分類は日本標準作業分類による。) ☐ 小分類 121－製材業、木製品製造業 ☐ 細分類 1222－合板製造業 ☐ 細分類 1223－集成材製造業 ☐ 細分類 1224－建築用木製組立材料製造業（プレカット） ☐ 細分類 1227－銘木製造業 ☐ 細分類 1228－床板製造業	
製品の種類及び 直近 1 年間の生産量	品目：_____ 生産量：_____ m ³ (又は トン、坪)	
特定技能外国人の 受入れ予定年月	年 月	
受入れ予定の 特定技能外国人の 国籍・地域及び人数	(国籍・地域) (人数) _____ 人 _____ 人	
支援を委託する場合の 登録支援機関の名称		
担当者氏名・連絡先	(氏名)	(電話番号) (メール)

2. 遵守事項

協議会への加入に当たり、以下の事項について遵守することを誓約します。

(内容を確認の上、☑を入れること。)

- ☐ 特定技能外国人の受入れに関する関係法令・関係規程等を遵守すること。
- ☐ 木材産業特定技能協議会運営要領及び入会規程に同意し、遵守すること。
- ☐ 木材産業分野における特定技能外国人の受入れに関し、協議会が行う情報の提供、意見の聴取その他の活動並びに農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対して必要な協力を行うこと。
- ☐ 協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずること。
- ☐ 本申請に係る内容に変更が生じた場合には、速やかに変更の届出を行うこと。

【添付書類】(申請に必要な添付書類を確認し、☑を入れること。)

- ☐ 定款の写し又はこれに代わる書面
(各都道府県の条例等に基づき木材業者等の登録を行っている場合、その登録証の写しでも可)
- ☐ 特定技能外国人を勤務させる事業所の機械設備一覧表 (任意様式)
- ☐ 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範 (個別規範：木材産業) 事業者向け」
(令和3年2月26日林野庁) に基づく取組状況について、一般社団法人全国木材組合連合会による確認を受けたことを証する書面

別記様式第2号（第3条第2項及び第4条第2項関係）

木材産業特定技能協議会構成員資格証明書

(特定技能所属機関)

木材産業特定技能協議会入会規程第3条第2項（※変更の場合は第4条第2項）の規定に基づき、下記のとおり木材産業特定技能協議会の構成員であることを証明する。

記

- 1 協議会構成員番号
- 2 特定技能所属機関の名称・代表者・主たる事務所の所在地
名 称
代表者
所在地
- 3 特定技能外国人を勤務させる事業所の名称・住所
名 称
住 所

年 月 日

木材産業特定技能協議会 事務局

別記様式第3号（第4条第1項関係）

木材産業特定技能協議会構成員 変更届出書

木材産業特定技能協議会 事務局 御中

年 月 日

年 月 日付け木材産業特定技能協議会入会申請書に係る内容に変更が生じたため、木材産業特定技能協議会入会規程第4条の規定に基づき、以下のとおり届出いたします。

届出事項（全ての事項を記載の上、変更しようとする事項について☑を入れること）

協議会構成員番号			
☐	特定技能所属機関 （受入企業）名称		
☐	所在地	〒	
☐	代表者（役職・氏名）		
☐	特定技能外国人を 勤務させる事業所	(名称)	(住所)
☐	受入れ予定の 特定技能外国人の 国籍・地域及び人数	(国籍・地域) _____ _____	(人数) _____ _____人
☐	支援を委託する場合の 登録支援機関の名称		
☐	担当者氏名・連絡先	(氏名)	(電話番号) (メール)

別記様式第4号（第5条関係）

木材産業特定技能協議会構成員資格証明書再発行申請書

木材産業特定技能協議会 事務局 御中

（理由） _____ のため、木材産業特定技能協議会
入会規程第5条の規定に基づき、構成員資格証明書の再交付を申請します。

年 月 日

特定技能所属機関

（協議会構成員番号） _____

（住 所） _____

（名 称） _____

（代表者） _____

木材産業分野特定技能協議会退会届出書

木材産業特定技能協議会 事務局 御中

年 月 日

（理由） のため、木材産業特定技能協議会
を退会したいので、木材産業特定技能協議会入会規程第6条第1項の規定に基づき届
出いたします。

年 月 日

特定技能所属機関

（協議会構成員番号）

（住 所）

（名 称）

（代表者）

木材産業特定技能協議会決定第3号（案）

令和 年 月 日

特定技能外国人の労働安全の確保のために講ずる措置について

木材産業特定技能協議会運営要領（令和 年 月 日木材産業特定技能協議会決定第1号）第2条第二号の規定に基づき、木材産業分野における特定技能外国人の労働安全を確保する観点から、木材産業分野における特定技能所属機関（以下「特定技能所属機関」という。）が講ずべき措置等を次のように定める。

（特定技能所属機関が講ずべき措置）

第1条 特定技能所属機関は、特定技能外国人を勤務させる事業所において、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：木材産業）事業者向け」（令和3年2月26日林野庁）に基づく取組を行うものとする。

（取組状況の確認）

第2条 特定技能所属機関は、前条の取組状況について一般社団法人全国木材組合連合会による確認を受けなければならない。

（協議会への報告）

第3条 特定技能所属機関は、木材産業特定技能協議会入会規程（令和6年〇月〇日木材産業特定技能協議会決定第2号）第2条に定める木材産業特定技能協議会（以下「協議会」という。）への加入申請に当たり、同第2項第3号に定める書類として、前条の確認を受けたことを証する書面を協議会の事務局に提出するものとする。

2 特定技能所属機関は、おおむね二年ごとに、前条に掲げる取組状況の確認を受けることとし、当該確認を受けたことを証する書面を協議会の事務局に提出するものとする。

附 則

本決定は、令和6年 月 日から適用する。

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：木材産業） 事業者向け

令和３年２月２６日
林野庁

１ 作業安全確保のために必要な対策を講じる

（１）人的対応力の向上（共通規範３（１）関係）

- ① 作業事故防止に向けた方針を表明し、具体的な目標を設定する。
- ② 知識、経験等を踏まえて、安全対策の責任者や担当者を選任する。
- ③ 作業安全に関する研修・教育等を行う。外国人技能実習生等を受け入れている場合は、確実に内容を理解できる方法により行う。また、作業安全に関する最新の知見や情報の幅広い収集に努める。
- ④ 適切な技能や免許等が必要な業務には、有資格者を就かせる。
- ⑤ 職場での朝礼や定期的な集会等により、作業の計画や安全意識を周知・徹底する。
- ⑥ 安全対策の推進に向け、従事者の提案を促す。

（２）作業安全のためのルールや手順の順守（共通規範３（２）関係）

- ① 関係法令等を遵守する。
- ② 木材加工用機械等、資機材等の使用に当たっては、取扱説明書の確認等を通じて適切な使用方法を周知・徹底する。
- ③ 作業に応じ、安全に配慮した服装や保護具等を着用させる。
- ④ 日常的な確認や健康診断、ストレスチェック等により、健康状態の管理を行う。
- ⑤ 作業中に必要な休憩を設ける。また、暑熱環境下では水分や塩分摂取を推奨する。
- ⑥ 作業安全対策に知見のある第三者等によるチェック及び指導を受ける。

（３）資機材、設備等の安全性の確保（共通規範３（３）関係）

- ① 燃料や薬剤など危険性・有毒性のある資材は、適切に保管し、安全に取扱う。
- ② 機械や刃物等の日常点検・整備・保管を適切に行う。
- ③ 資機材、設備等を導入・更新する際には、無人化機械等を含め、可能な限り安全に配慮したものを選択する。

（４）作業環境の改善（共通規範３（４）関係）

- ① 職場や個人の状況に応じ、適切な作業分担を行う。また、日々の健康状態に応じて適切に分担を変更する。

- ② 高齢者を雇用する場合は、高齢に配慮した作業環境の整備、作業管理を行う。
- ③ 安全な作業手順、作業動作、機械・器具の使用方法を明文化又は可視化し、全ての従事者が見ることができるようにする。
- ④ 現場の危険個所を予め特定し、改善・整備や注意喚起を行う。
- ⑤ 4 S（整理・整頓・清潔・清掃）活動を行う。

（５）事故事例やヒヤリ・ハット事例などの情報の分析と活用

（共通規範３（５）関係）

- ① 行政等への報告義務のない軽微な負傷を含む事故事例やヒヤリ・ハット事例を積極的に収集・分析・共有し、再発防止策を講じるとともに危険予知能力を高める。
- ② 実施した作業安全対策の内容を記録する。

２ 事故発生時に備える

（１）労災保険への加入等、補償措置の確保（共通規範４（１）関係）

- ① 経営者や家族従事者を含めて、労災保険やその他の補償措置を講じる。

（２）事故後の速やかな対応策、再発防止策の検討と実施（共通規範４（２）関係）

- ① 事故が発生した場合の対応（救護・搬送、連絡、その後の調査、労基署への届出、再発防止策の策定等）の手順を明文化する。

（３）事業継続のための備え（共通規範４（３）関係）

- ① 事故により従事者が作業に従事ができなくなった場合等に事業が継続できるよう、あらかじめ方策を検討する。

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：木材産業）

事業者向け チェックシート

令和３年２月２６日

林野庁

事業者名（工場名）	
記入者 役職・氏名	
業種 （○を付ける。複数選択可）	製材業 / 集成材製造業 / 合単板製造業 / LVL製造業 / 床材製造業 / 木材チップ製造業 / プレカット製造業 / 木材・竹材卸売業 / その他（ ）
記入日	令和 年 月 日

現在の取組状況をご記入下さい。

具体的な事項		○：実施 ×：実施していない △：今後、実施予定 －：該当しない
1	作業安全確保のために必要な対策を講じる	
1-(1)	人的対応力の向上	
1-(1)-①	作業事故防止に向けた方針を表明し、具体的な目標を設定する。	
1-(1)-②	知識、経験等を踏まえて、安全対策の責任者や担当者を選任する。	
1-(1)-③	作業安全に関する研修・教育等を行う。外国人技能実習生等を受け入れている場合は、確実に内容を理解できる方法により行う。また、作業安全に関する最新の知見や情報の幅広い収集に努める。	
1-(1)-④	適切な技能や免許等が必要な業務には、有資格者を就かせる。	
1-(1)-⑤	職場での朝礼や定期的な集会等により、作業の計画や安全意識を周知・徹底する。	
1-(1)-⑥	安全対策の推進に向け、従事者の提案を促す。	
1-(2)	作業安全のためのルールや手順の順守	

具体的な事項		○：実施 ×：実施していない △：今後、実施予定 －：該当しない
1-(2)-①	関係法令等を遵守する。	
1-(2)-②	木材加工用機械等、資機材等の使用に当たっては、取扱説明書の確認等を通じて適切な使用方法を周知・徹底する。	
1-(2)-③	作業に応じ、安全に配慮した服装や保護具等を着用させる。	
1-(2)-④	日常的な確認や健康診断、ストレスチェック等により、健康状態の管理を行う。	
1-(2)-⑤	作業中に必要な休憩を設ける。また、暑熱環境下では水分や塩分摂取を推奨する。	
1-(2)-⑥	作業安全対策に知見のある第三者等によるチェック及び指導を受ける。	
1-(3)	資機材、設備等の安全性の確保	
1-(3)-①	燃料や薬品など危険性・有害性のある資材は、適切に保管し、安全に取扱う。	
1-(3)-②	機械や刃物等の日常点検・整備・保管を適切に行う。	
1-(3)-③	資機材、設備等を導入・更新する際には、無人化機械等を含め、可能な限り安全に配慮したものを選択する。	
1-(4)	作業環境の整備	
1-(4)-①	職場や個人の状況に応じ、適切な作業分担を行う。また、日々の健康状態に応じて適切に分担を変更する。	
1-(4)-②	高齢者を雇用する場合は、高齢に配慮した作業環境の整備、作業管理を行う。	
1-(4)-③	安全な作業手順、作業動作、機械・器具の使用方法を明文化又は可視化し、全ての従事者が見ることができるようにする。	
1-(4)-④	現場の危険箇所を予め特定し、改善・整備や注意喚起を行う。	
1-(4)-⑤	4S(整理・整頓・清潔・清掃)活動を行う。	
1-(5)	事事故事例やヒヤリ・ハット事例などの情報の分析と活用	

具体的な事項		○：実施 ×：実施していない △：今後、実施予定 －：該当しない
1-(5)-①	行政等への報告義務のない軽微な負傷を含む事故事例やヒヤリ・ハット事例を積極的に収集・分析・共有し、再発防止策を講じるとともに危険予知能力を高める。	
1-(5)-②	実施した作業安全対策の内容を記録する。	
2	事故発生時に備える	
2-(1)	労災保険への加入等、補償措置の確保	
2-(1)-①	経営者や家族従事者を含めて、労災保険やその他の補償措置を講じる。	
2-(2)	事故後の速やかな対応策、再発防止策の検討と実施	
2-(2)-①	事故が発生した場合の対応(救護・搬送、連絡、その後の調査、労基署への届出、再発防止策の策定等)の手順を明文化する。	
2-(3)	事業継続のための備え	
2-(3)-①	事故により従事者が作業に従事ができなくなった場合等に事業が継続できるよう、あらかじめ方策を検討する。	

特定技能制度の対象分野に 「木材産業」が追加されました

特定技能制度は、深刻な人材不足の状況に対応するため、
一定の専門性を有し、即戦力となる外国人を受け入れる制度です。
木材産業分野では在留資格「特定技能1号」での受入が可能です。

全国的な
受入れ見込数

最大 5,000人^{※1} (令和10年度までの上限)

受入れ事業所の
対象業種

「製材業、木製品製造業」「合板製造業」
「集成材製造業」「プレカット製造業」
「銘木製造業」「床板製造業」のいずれかを営んでいること^{※2}

※1 生産性向上や国内人材の確保に取り組んでも、なお不足すると見込まれる労働力として設定

※2 産業の分類は「日本標準産業分類」による

在留資格「特定技能1号」のポイント

●受入可能な産業分野

16分野

介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、宿泊、
自動車運送業、鉄道、農業、漁業、飲食物品製造業、林業、木材産業

●在留期間

通算で上限5年まで（指定された期間での更新が必要）

●受け入れる外国人の技能水準・日本語能力水準

技能水準：相当程度の知識・技能を有することを試験で確認

日本語能力水準：生活や業務に必要な日本語能力を試験で確認

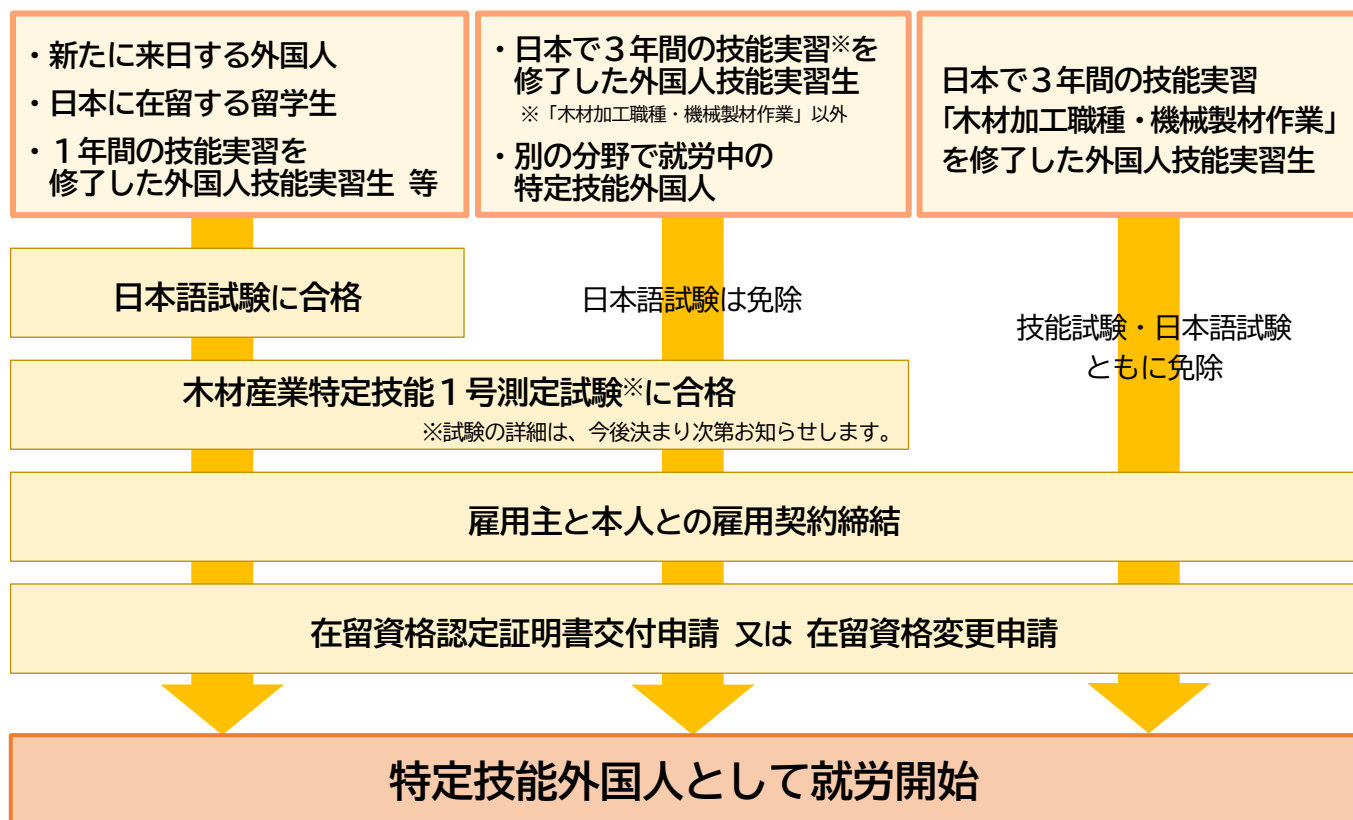
●家族の帯同

基本的に認められない

●外国人への支援の実施

受入企業等による生活上の支援義務あり

就労開始までの流れ（イメージ）



受入企業（雇用主）に求められること

① 協議会への加入



林野庁が設置する
「木材産業特定技能協議会」
に加入する必要があります。
（受け入れる事業所単位での加入）

② 10の支援の実施



職業・社会・日常生活上の支援
を行う計画を作成し、
実施する必要があります。
（登録支援機関への委託も可能）

③ 法令遵守・各種届出



労働、社会保険、安全衛生等
に関する法令を遵守してください。
また、入管庁への定期的な届出
があります。

協議会による追加要件

特定技能外国人を受け入れる事業所は、労働安全の確保のため、

「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：木材産業）」に基づく取組を行うこと
（協議会加入時および加入後2年ごとに上記の取組状況の確認を受けることが、受入れの要件となります。）

木材産業分野における外国人材の受入れに関する最新の情報は、
林野庁ホームページで御確認ください。
（お問い合わせ先）林野庁木材産業課生産加工班 TEL:03-6744-2290

